

# 輸出管理の包括的強化について

〔(4月)貿易経済協力局 安全保障貿易管理課〕

経済産業省では、輸出管理に関し、平成14年のキャッチオール規制（注）導入以降、規制の実効性を向上させるために制度及び運用の両面から各般の施策を実施してきているが、今般、その一環として、以下を包括的に実施する。

（注）キャッチオール規制とは、国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可申請を義務づける制度。

## 1 懸念貨物例リストの拡充

36品目の懸念貨物例リストに、4品目の貨物を新規に追加。また、既存の掲載品目である「炭素繊維・ガラス繊維」に新たに「アラミド繊維」を付加。これらは昨今の大量破壊兵器開発に係る国際情勢や懸念情報、キャッチオール規制の運用実績等を踏まえて、機微度が高まっていると判断されるため（4月1日付で公表）。詳細は当省ホームページ。

○追加品目（カッコ内は懸念用途）

- ・ マルエージング鋼（核兵器・ミサイル）
- ・ クレーン車（ミサイル）
- ・ 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）（ミサイル・生物・化学兵器）
- ・ UAVに搭載するよう設計された噴霧器（ミサイル・生物・化学兵器）

○規程内容の追加（下線部を追加）

- ・ 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維（核兵器・ミサイル）

（注）懸念貨物例リストは、キャッチオール規制の実効性向上を目的とし、輸出者に対し、輸出貿易管理令別表第1で規制される貨物（リスト規制品）ではないものの、大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれの強い貨物の情報を提供するもの。輸出者は、本リストに掲載

された貨物を輸出する際には、特に慎重な審査が要請される。

## 2 外国ユーザーリストの見直し

外国ユーザーリストについて、最新の情報を基に検討した結果、14社を新規に追加するとともに、既存の9社を削除し、合計165社とする（北朝鮮企業39社、イラン企業39社、シリア企業6社等合計9カ国の企業165社）（4月1日付で公表）。詳細は当省ホームページ。

（注）外国ユーザーリストは、キャッチオール規制の実効性向上を目的とし、輸出者に対し、大量破壊兵器の開発等の懸念が払拭されない外国企業の情報を提供するもの。輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、許可申請が必要となる。平成14年4月のキャッチオール規制導入時より公表。昨年4月に129社から160社へと対象企業を拡大。

## 3 包括的な輸出許可に係る自主管理の徹底

企業等による自主的な管理をベースとした包括輸出許可制度（注1）の充実を図るため、輸出管理上の基本的事項を定めた「輸出管理社内規程」（コンプライアンス・プログラム：CP）の整備とその確実な実施を、今後は包括輸出許可の条件とする（6月から実施）（注2）。さらにその確実な実施を期するため、適宜、企業等に対し、遵守状況立入検査を実施する。

（注）1 包括輸出許可制度とは、個々具体の輸出ごとに個別の審査を受けることなく、一定範囲内の規制対象貨物と仕向地の組み合わせ（通達で規定）については、あらかじめ、一定の期間を決めて一括して許可を行うもの。

2 これまで一般包括許可においては、企業が個別に輸出管理を実施してきたが、昨今の安全保障貿易に係る環境にかんがみ、今後は、企業の自主管理をベースとしつ

つ、輸出管理の統一性、厳格性をさらに確保するため、申請者に対し、管理体制、取引審査、出荷管理等の「基本的事項」を提示し、その内容を踏まえたCPの整備とその確実な実施を義務づけることとしたもの。今回の措置により、向こう3年間にわたり、毎年約200社程度が、順次、新たな管理体制整備に移ることを予定。

なお、別途、CPについては、適切な内容のものを自主的に作成・実施し、届け出た企業のうち了解の得られた企業名を、すでに、平成15年10月より、経済産業省ホームページ上で公表してきている（平成15年10月当時の公表企業数は206社）。今回新たに追加公表する企業を含め、公表企業数は、現時点で360社となる。なお、今後ともCPを整備する企業を拡充すべく、働きかけを強化していく。

#### 4 大学、研究機関等への輸出管理の必要性に係る周知

大量破壊兵器の開発等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性が国際的にも高まる中、高度な研究開発等を行う大学等においても、効果的な輸出管理を行う必要性が高まっている（注1）。

このため、大量破壊兵器の開発等に転用されるおそれのある貨物や技術に関連し得る研究分野を中心に、不用意な貨物・技術の提供等が行われることのないよう、大学、研究機関等（総数767）に対し、外為法の遵守に係る注意喚起・周知徹底を行う（注2）。

（注）1 近年、国際的な共同研究活動の活発化に伴い、大学等の研究機関の中にも包括輸出許可を取得するものがある一方、大量破壊兵器等にも関連しうる研究機器等が違法に海外に持ち出される（輸出）事例も発生してきている。

具体的には、研究目的ということで、輸出管理機微品目である赤外線放射温度計（サーモレーサー）や高速度カメラ（いずれも輸出令別表1 10項(4)）につき、必要な許可を受けずに海外へ持ち出された（輸出）事例がある。

2 各大学のTLO（全国39か所）及び大学知財本部（全国43か所）等を通じ、大学、研究機関等に向けた説明会を開催するほか、全国767の大学・研究所の長に対し、貿易経済協力局長名で注意喚起の文書を発出する等今後とも安全保障貿易管理に関する普及啓蒙活動を広汎に実施していく。

#### 5 海外子会社の輸出管理に対する支援強化

大量破壊兵器の開発等に関連した貨物や技術の調達に係る国際的なネットワークや迂回輸出等の顕在化、巧妙化等にかんがみ、我が国関係企業が、これらの活動にまきこまれることのないよう、国内同様、海外子会社においても、国際的協調の下、厳格な輸出管理が行われるよう支援を強化していく（注）。

（注） 具体的には、海外子会社の従業員研修のための教材提供、ベストプラクティス（先行優良企業例）の普及啓蒙、（財）安全保障貿易情報センター作成の安全保障貿易管理に係るガイドライン・ガイダンスの浸透等。